

本則に次の二条を加える。

(理事及び監事について準用する会社法の規定の読替え)
 第二条 法第五十六条の規定により理事及び監事について会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百五十条第四項の規定を準用する場合には、同項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは、「商店街振興組合法第五十一条第五項(同法第五十六条の規定により準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。
 第三条 法第七十八条の規定により組合(法第二条に規定する組合をいう。以下同じ。)の解散及び清算について会社法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百七十八條第四項	第一項及び第二項	商店街振興組合法第七十七條の規定及び同法第七十八條において準用する第四百七十八條第二項
第四百七十九條第一項	第四百七十五條第二項又は第三項	第四百七十五條第二項
第四百八十三條第四項	前条第二項から第四項まで	前条第二項及び第四項
第四百八十三條第五項及び第四百八十五條	第四百七十八條第一項第一号	商店街振興組合法第七十七條
第四百九十二條第一項及び第四百九十九條第一項	第四百七十八條第二項から第四項まで	第四百七十八條第二項及び第四項
第四百七十一條第二号	第八百七十四條各号	第八百七十四條第一号及び第四号
第八百七十二條第四号	第八百七十四條各号	第八百七十四條第一号及び第三号

2 法第七十八條の規定により組合の清算人について会社法第八百五十條第四項の規定を準用する場合には、同項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは、「商店街振興組合法第七十八條の規定により準用する同法第五十一条第五項」と読み替えるものとする。
 (特定商取引に関する法律施行令の一部改正)
 第七條 特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十九号中、「又は有限会社」を削る。
 (商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令の一部改正)
 第八條 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令(平成四年政令第四十五号)の一部を次のように改正する。
 第七條の見出し及び第十一條の見出し中「資本」を「資本金」に改める。
 第十一條第一号中「執行役、監査役」を「会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役若しくは執行役」に改める。

(商工組合中央金庫法第二十八條ノ七の債券の募集の受託等に関する政令の一部改正)
 第九條 商工組合中央金庫法第二十八條ノ七の債券の募集の受託等に関する政令(平成五年政令第三十号)の一部を次のように改正する。
 第一項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七條本文」を「会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百二條本文」に改める。
 第二項中「担保付社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、同項の表中「第三十六條第一項」を削る。
 (産業活力再生特別措置法施行令の一部改正)
 第十條 産業活力再生特別措置法施行令(平成十一年政令第二百五十八号)の一部を次のように改正する。
 第一條第二号口中「第五百四十一條」を「第五百四十二條」に改める。
 第二條第一項及び第二項第五号から第七号までの規定中「資本」を「資本金」に改める。
 (経済産業省組織令の一部改正)
 第十一條 経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。
 第二十五條第四号中「同法第三條の二第一項に規定する確認株式会社及び同條第二項に規定する確認有限会社に關すること並びに」を削る。
 第八十四條第一号、第八十六條第二号及び第八十七條第五号中「第九條第三号及び第十一號」を「第九條第一項第三号及び第十二號」に改める。
 (独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令の一部改正)
 第十二條 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令(平成十五年政令第三百六十四号)の一部を次のように改正する。
 第四條の見出し中「商法」を「会社法」に改め、同條中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十條ノ三十四ノ二」を「会社法(平成十七年法律第八十六号)第二百九十一條」に改める。

附則
 (施行期日)
 第一條 この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。
 (商工債券令の一部改正に伴う経過措置)
 第二條 商工組合中央金庫が発行したこの政令の施行の際現に存する商工債券は、この政令による改正後の商工債券令第一條に規定する商工債券とみなす。
 2 前項の規定により商工債券とみなされる商工債券については、第一條の規定による改正後の商工債券令第十二條第一項第一号及び第二号の規定の適用については、同項第一号中「商工債券種類」とあるのは、「第二條第三号乃至第五号に掲げる事項」とし、同項第二号中「種類」とあるのは、「前号に掲げる事項」とする。
 3 第一條の規定にかかわらず、同項の規定により商工債券とみなされる商工債券の記載事項については、なお従前の例による。
 4 第一條の規定にかかわらず、同項の規定により商工債券とみなされる商工債券(この政令による改正前の商工債券令第十七條第一項に規定する記名式商工債券に限る。)の譲渡については、なお従前の例による。
 5 この政令の施行の前日に商工組合中央金庫が発行を決定した商工債券の発行の手続については、なお従前の例による。

- 内閣総理大臣 小泉純一郎
 総務大臣 竹中 平蔵
 財務大臣 谷垣 禎一
 文部科学大臣 小坂 憲次
 厚生労働大臣 川崎 二郎
 農林水産大臣 中川 昭一
 経済産業大臣 二階 俊博
 国土交通大臣 北側 一雄
 環境大臣 小池百合子